

# J A交流ひろば「とれたて元気市 広島店」ポイントカード会員規約

令和4年4月1日制定

## 第1条（総則）

（1）このポイントカード（以下、「カード」という。）は、J A交流ひろば「とれたて元気市 広島店」（以下、「当店」という。）のレジでのみ利用可能です。みのりカフェ券売機では利用できません。

※「とれたて元気市 となりの農家店」では利用できません。別のポイントカードになります。

（2）会員とは、ポイントカード会員規約（以下、「本規約」という。）を承認のうえ、当店に入会申込をされた方（以下、「申込者」という。）で、当店が入会を認めた方をいいます。

（3）会員はカードの利用について当店が作成する本規約が適用されることに同意します。なお、入会時に提出した申込書は、当店の責任において管理し返却は行わないこととします。

## 第2条（カードの発行と取扱い）

（1）カードの申込みは、個人のみを対象とし、お1人様1枚の発行とします。「ポイントカード申込書」に必要事項をご記入のうえ、従業員にお渡しください。※入会金・年会費は無料です。

なお、カードのご使用は、会員ご本人及び同居のご家族に限ります。

（2）会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。

（3）カードを他人に貸与（但し、（1）に基づき同居のご家族がカードを使用する場合を除きます。）・譲渡・質入れ等の担保に提供することはできません。

（4）会員が本条に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。

## 第3条（会員情報の変更）

会員は、住所、電話番号、その他申込書に記載した事項に変更がある場合は、速やかに従業員にお申し出ください。なお、お申し出されないことにより生じる会員の不利益について、当店は一切その責を負いません。

## 第4条（カードの盗難・紛失等）

（1）会員は、カードを紛失したり盗難にあった場合は、直ちに当店に連絡をお願いします。

（2）前項に反し、何の連絡もせず他人に不正使用された場合の損害は、会員が負担するものとします。

## 第5条（カードの再発行）

紛失・破損・盗難などによりカードの再発行が必要な場合は、従業員にお申し出ください。

※再発行の場合、手数料がかかる場合がございますので、カードの管理は厳重にお願いします。

## 第6条（会員資格の喪失および利用停止等）

（1）会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当店は、会員に何らの通知や催告をすることなく、直ちに会員の資格を取り消し、ポイントを無効とできるものとします。また会員は当店がカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。

① 第2条に違反したとき、または違反するおそれがあると当店が合理的に判断したとき。

② 申込書に記載の内容が虚偽の内容であることが判明したとき。

③ 第3条に定める会員情報の変更を怠る等により、当店から会員への通知・連絡が行えないとき

④ ポイント加算及びポイントの使用にあたり不正な行為があったと当店が合理的に判断したとき

⑤ 暴力団等の反社会的勢力の一員であることが判明したとき、またはこれらの者と業務上若しく

は組織上の関係を有していることが判明したとき

⑥ 会員が自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、または暴力を用いる等したとき

⑦ その他本規約に違反し、会員として不適格と当店が合理的に判断したとき

(2) 会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。

#### 第7条（個人情報の収集・利用・提供に関する同意）

(1) 会員および申込者（以下、「会員等」という。）の個人情報は、個人情報保護法に則り、当店において厳重に管理を行ったうえで、以下の各号の通り取扱うことに同意するものとします。

- ① 申込時に会員等が届出た属性等およびカードを利用するの取引の情報を当店が収集・管理すること
- ② サービス向上のため、個人情報を統計調査に利用させていただくこと
- ③ サービスの一環として「イベント企画」などのご案内、ダイレクトメールなどをお送りすること
- ④ 当店が各種法令等により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、または、本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利を害するおそれがある場合において、それらが適正と当店が判断した場合に公的機関等に個人情報を提供すること。

#### 第8条（規約の変更）

(1) 当店は次のいずれかに該当する場合、本規約を本条第（2）項に定める方法により変更することができるものとします。

- ① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき
- ② 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

(2) 前項に基づく変更にあたっては、当店は効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、店頭または当店ホームページにおいて予め公表します。この場合、会員は、当該周知の後に本規約に係る取引を行った時は変更事項を承諾したものとします。

(3) 前項に基づく規約の変更に関する異議がある会員は、当店に対してカードの退会の申し出を行うことができ、当店はこの申し出を承諾します。

#### 第9条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合は、会員と当店の間で解決するものとします。

万一訴訟を必要とする場合は、訴額のいかんにかかわらず、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第10条（お問い合わせ先）

本規約並びに個人情報についてのお問い合わせ、ご相談は、下記までお問い合わせください。

〔お問い合わせ・ご相談窓口〕

全国農業協同組合連合会広島県本部 JA交流ひろば「とれたて元気市 広島店」

〒731-0124 広島県広島市安佐南区大町東二丁目14番12号 ☎082-831-1831

または、「とれたて元気市 広島店」のサービスカウンターまで。

## 付 則

(制定・改廃)

1. この規約の制定・改廃は、J A全農ひろしま 直販担当部長が決定する。

(疑義解明)

2. この規約の解釈その他の疑義は、J A全農ひろしま 直販担当課長が決定する。

(施行期日)

3. この規約は、令和4年4月1日から施行する。